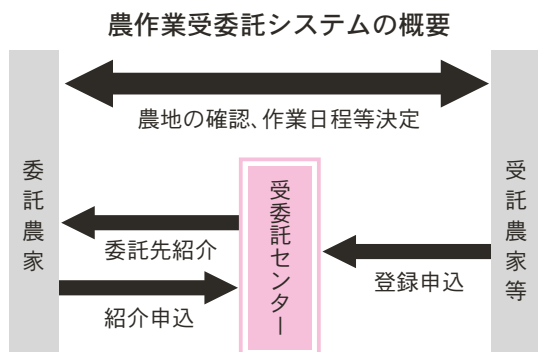


# 4月から 農作業の委託先を紹介します

農業機械への投資ができないなどにより農作業をやめる農家が  
増え、遊休農地が拡大してきて  
います。

この対応策として、びほく農協と市は、「高梁市農作業受委託センター」を設置し、市内農家の水稲作業の受委託を支援するシステムの運用を4月1日から始めます。



## 「受委託システム」の概要

このシステムは受委託センターが、農作業を委託したい農家に、受託できる農家等の紹介をするものです。

したがって、農作業の受委託は、委託農家と受託農家等との間で直接行っていたくこととなります。受委託センターが作業を引き受けるものではありません。

## 委託できる作業内容は

委託できる作業は、水田の「耕起」「代かき」「田植え」「防除」「刈取り」「乾燥・調整」です。

ただし、受託者によって引き受けできる作業内容が異なりますので、事前に確認が必要です。

また、進入路が狭いなど機械作業に適さない場合条件や、適期の作業ができないと判断されるなどにより、委託できない場

合もありますので、これも確認が必要ですが。

## 農作業を頼みたい人は

びほく農協各総合センター、各地域局産業建設課および地域市民センターで、依頼したい作業の種類や作業料金、その他の条件等が確認できます。希望する委託先を選んで、申請するとともに、作業を直接依頼してください。

## 農作業を引き受けた人は

受託できる農作業の種類や実施できる地域、作業料金などを、あらかじめ受委託センターに登録していたく必要があります。このシステムによる農作業の受託は、農家に限らず建設会社等の組織でも可能です。

## 作業受託者説明会

作業を引き受けたい人で、受委託センターに登録を希望される人は、次のとおり説明会を開催します。

▽日時：3月6日(金)

午後2時～

▽会場：びほく農協

本店4階大会議室

なお、このシステムの運用に当たって、作業を受託するための機械設備等の整備に対する補助制度を検討しています。

## 農地の確認や作業日程等は

農作業を受委託する農地の確認は、農作業を受託した農家が、委託した農家と直接農地の条件等現地を確認していただきます。

また、具体的な作業日程等についても、委託者と受託者が直接相談して決定していただきます。

## 作業料金は

このシステムによる作業料金は、作業を引き受ける農家等で独自に設定していただくため、金額は作業受託農家等により異なります。

## 【用語説明】

- 農作業の委託：農家が農作業を他の農家等へ依頼すること。
- 農作業の受託：農家等が農作業を引き受けること。

## ■問い合わせ

高梁市農作業受委託センター  
(びほく農協営農生産部農産課  
内☎②4553)、市農業相談センター(農林課内☎②0223)

ご協力をお願いします

## 高梁市に関する 意識調査

現在、市ホームページで「高梁市に関する意識調査（電子アンケート）」を行っています。これは、今後の市政運営の参考とするため、市の施策に対する満足度や重点を置くべき内容などをお伺いするものです。

設問はすべて選択式となっており、どんなでもご参加いただけますので、皆様のご意見をお寄せください。

### ▶調査期間

3月31日(火)まで

### ▶意識調査のURL

<http://www.city.takahashi.okayama.jp/view.rbz?cd=2155>

■問い合わせ 企画課企画係 (TEL)0208

## 紺綬褒章



### 市に旧家を寄付

伊吹恒二(65)さん・浩太さん(70)に

市長から伝達され、  
褒章を受け取る伊吹恒二さん

順正女学校の第6代校長  
(明治31年～昭和4年)を務  
めた故伊吹岩五郎氏の旧家  
(間之町)を、市に寄付いただ  
いた孫の伊吹恒二さん(兵庫

県西宮市)、伊吹浩太さん(神奈川  
県相模原市)が紺綬褒章を受  
章されました。

旧家は、464㎡の土地と木造平屋  
2階の建物、延べ床面積224㎡。  
「高梁市の文化振興と生涯学習活  
動に役立てて」と、昨年3月に寄  
付を受けたものです。

この土地と家屋は、教育委員会  
が整備を検討している「近代高  
梁人物記念館」(仮称)として活  
用することになっています。

## 駅前大通りに自転車専用通行帯ができました

■問い合わせ 高梁警察署 (TEL)0110

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられており、歩道と車道の区別のある場所では車道の通行が原則です。また、車道の左側端を通行しなければなりません。

このほど、高梁駅前大通りに自転車専用通行帯(写真)が設置されました。南町交差点までの標識と道路標示により、指定されたレーンが自転車専用の通行帯で、午前7時から午前9時までの時間規制となっています。



### 通行ルール

①自転車専用通行帯が設けられている道路では、その通行帯を通行しなければなりません。

②道路左側の通行帯を通行し、逆行はできません。



左の標識のある歩道では、自転車も通行することができます。

- ①歩行者の妨げにならないよう、歩道の中心から車道寄りを徐行して通行しなければなりません。
- ②歩行者と自転車の通行部分が指定されている歩道では、その指定に従って通行しなければなりません。順行・逆行、いずれの方向へも通行できます。